



市街化調整区域での建築などは 事前にご相談ください

- 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とされていることから、建築物の建築や用途の変更も規制されています。
- 「簡易な建築物であれば建築しても大丈夫だろう」と思い込み、物置やコンテナ等を設置すると都市計画法違反となる可能性があります。建築物の建築を計画の際には、必ずご相談ください。



<簡易な建築物の例>



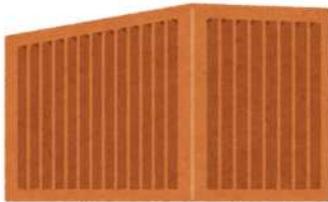
プレハブ



倉庫



物置



コンテナ等



カーポート

※屋根及び柱もしくは壁を有するものは「建築物」です。

【市街化調整区域での建築に関する相談窓口】

- 西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区の場合

北部都市計画事務所 都市計画指導課 048-646-3183(西区・北区・大宮区・見沼区)
048-646-3185(岩槻区)

- 中央区・桜区・浦和区・南区・緑区の場合

南部都市計画事務所 都市計画指導課 048-840-6184
048-840-6185

※建築等を計画する敷地(土地)が属する区により、相談先が異なりますのでご注意ください。

市街化区域と市街化調整区域

- 都市計画法において、都市の健全な発展と計画的なまちづくりを図るため、計画的な市街化を促進すべき「市街化区域」と、原則として市街化を抑制すべき「市街化調整区域」に区域区分を定めることが規定されております。
- さいたま市は市内全域が都市計画法に基づく「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分されています。

さいたま市の約

1 / 2

が市街化調整区域だよ！

都市計画区域
市街化区域
市街化調整区域



さいたま市地図情報 URL



本市の市街化調整区域については、ウェブサイトからお調べいただけます。

<https://www.sonicweb-asp.jp/saitama/>

※このチラシの3か国語版はこちら↓



English



中文(簡体)



한국어